

## 議案第11号

### 不当利得の返還に係る和解について

次のとおり令和3年度北栄町海岸地区2工区松くい虫特別伐倒駆除業務（以下「特別伐倒駆除業務」という。）に伴う不当利得の返還に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年9月16日提出

鳥取県知事 平井伸治

#### 1 和解の相手方

東伯郡湯梨浜町

企業

#### 2 和解の要旨

県は、特別伐倒駆除業務に係る経費2,868,800円を不当利得として、和解の相手方に返還するものとすること。

#### 3 事件の概要

県が和解の相手方に発注した特別伐倒駆除業務について、履行期間内に作業実績に基づく変更契約を締結することができなかった。したがって、契約金額と作業実績に基づく出来形との差額は、県の不当利得に当たるため、当該額を返還することで和解しようとするものである。